

生活のきまり

本校生徒は、つねに真理を求め、豊かな人格と個性を養い、自己を生かし、正しい社会をつくることを目指して学ぶものである。

生徒は、厳しく自己を鍛え、お互いに励ましあい、啓発しあい、それぞれの目的達成につとめなければならない。

次に示すきまりは、生徒の生活の一部についてのきまりであり、他は生徒の自主的判断にゆだねられている。生徒は明確な生活目標をたて充実した毎日を過ごし、自主的に判断し、責任ある行動をしなければならない。

<生活>

- 1 始業後授業終了まで、校外に出てはならない。やむなく校外に出る必要が生じたときは学級担任または授業担任の先生に届け出て許可を得る。
- 2 校時は別に定める。
- 3 (遅刻・欠課・早退)遅刻したときは、直ちに学級担任にその理由を届け出る。
欠課・早退しなければならないときは、学級担任に届け出て許可を得る。
- 4 (欠席)欠席するときは、学級担任に届け出る。
- 5 (忌引)忌引の場合も学級担任に届ける。
忌引日数 父 母 7日 兄弟姉妹 3日 祖父母 3日 伯叔父母 1日
曾祖父母 1日
- 6 (情報モラル)携帯端末は、「8:30 から授業終了まで校地内で使用禁止」とする。
歩行中や、自転車に乗りながらの使用はしないこと。電車・バス等の車中、公共機関での使用やインターネット等を利用する場合もルール、マナーを厳守すること。
- 7 (外出)深夜に及ぶ外出、又は高校生に不適當な場所への出入は厳に慎む。
- 8 (旅行・海水浴・登山・スキー・キャンプ)休日等を利用して、旅行、海水浴、登山、スキー、キャンプを行うときは必ず、保護者の同意を得て、家庭の責任において行うこと。
- 9 (アルバイト)アルバイトについては、原則として禁止する。ただし、特別の事由により、保護者等の申し出があった場合は、審議の上、許可することもある。また、長期休業中も同様とする。
- 10 (下宿)下宿するときは、学級担任に届け出て指導を受ける。
- 11 (政治的活動)選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行うこと。

<交通>

- 1 (自転車の通学)自転車通学をする時は、学級担任に届け出て許可を受け、係の先生の指導を受ける。ヘルメットの着用を推奨する。
原動機付自転車、自動二輪車、自動車、キックボードによる通学は認めない。
- 2 (バイク免許取得等)原動機付自転車、自動二輪車等の免許取得は原則として認めない。
ただし、特別の事由により、保護者の申し出があった場合、原動機付自転車(50 cc未満)に限り許可することもある。
- 3 (自動車免許取得等)自動車の免許取得は原則として認めない。ただし、3年生の進路決

定者で、欠点科目がなく卒業が見込まれる者は、「自動車学校入校許可願」を提出し、許可を得ることができる。

(期間に関する条件) 入校は2学期終業式後からとし、免許取得のための学科教習・技能教習または検定等を、授業日に受けてはならない。なお、免許取得後も、3月末日までは運転してはならない。

4 (交通事故, 交通違反) 交通事故に遭った場合, または交通違反をした場合は, 直ちに, 学校にも報告する。

<服装>

1 服装は学校生活にふさわしく, 品位のあるものとし, 次の点に留意すること。

①安全性 ②活動性 ③清潔感 ④質素端正

2 その他の細部については生活委員会で決める。

<届け出・願い等>

次の届け出, 願い等は所定の様式による。

欠席届, 忌引届, 遅刻届, 早退届 (以上は口頭で届けてもよい。), 公欠届, 自転車通学許可願, アルバイト許可願。

身だしなみについて

生活委員会

身だしなみについては, 長岡大手高校生としての自覚に基づき, いたずらに流行をおったり華美にならず, 清楚で活動的であるよう留意する。

1 服装

活動性・安全性に留意し, 華美なものは避け, 質素端正で清潔感を与えるよう心がける。

スカートは長すぎるもの, 短いものはかない。肩, 背中, 胸, 腹を出さない。

2 髪

服装同様, 質素端正で清潔感を与えるよう心がける。パーマをかけたり, 髪を染めたりしない。

3 靴

通学用にはサンダルやかかとの高い靴は履かない。内履きは運動靴とし, 学年の靴ひもを使用する。

4 装身具

ピアス, ネックレス, 指輪, 腕輪などはしない。

5 その他

マニキュア・化粧などはしない。

【生徒手帳に記載】